

# 美術博物館の催し

問い合わせ 美術博物館 ☎38-5432(〒659-0052 伊勢町12-25)

●**展覧会「光の空—阪神・淡路大震災から20年—芦屋」**  
 ■会期 12月13日～平成27年2月8日 ■会場 第2展示室 ■内容 阪神・淡路大震災当時の記憶と記録を紹介し、被災した資料の保存活動や震災関連の展覧会を振り返りながら、美術と美術館の存在、その意義を改めて考えます。

●**展覧会「光の空—阪神・淡路大震災から20年—芦屋」関連イベント**  
 【講演会「災害と地域の美術館・博物館の意義—阪神淡路大震災から20年」】  
 ■日時 12月13日(土)午後2時～3時30分 ■会場 講義室 ■講師 河崎 見一氏(元芦屋市立美術館学芸課長/現甲南女子大学文学部メディア表現学科教授) ■定員 60人 ■参加費 要観覧料

●**展覧会「土器どき芦屋の物語—遺跡が語る芦屋の歴史—」**  
 ■会期 12月13日～平成27年2月8日 ■会場 ホール・第1展示室 ■内容 芦屋の最も古い歴史を物語るナウマン象の化石や旧石器のほか、新羅の高杯・蓋など全国的に出土例のまれな資料をはじめ、芦屋の古代史を通覧できる品々をご紹介します。

●**展覧会「土器どき芦屋の物語—遺跡が語る芦屋の歴史—」関連イベント**  
 【学芸員によるギャラリートーク】  
 ■日時 12月20日(土)午後2時～ ■会場 展示室 ■参加費 要観覧料

●**展覧会「昔の暮らし—みんな昔は子どもだった」**  
 ■会期 12月13日～平成27年3月1日※2月9日～20日は休館 ■会場 歴史資料展示室 ■内容 学校での授業や子どもたちの遊びに焦点を当て、明治末以降、急速に近代化が進んだ芦屋地域の子どもの暮らしに迫ります。  
 ※平成27年2月21日～3月1日は「第32回芦屋市造形教育展」同時開催のため、観覧料が無料になります。

●**展覧会「昔の暮らし—みんな昔は子どもだった」関連イベント**  
 【古文書講座とギャラリートーク「むかしの教科書解説講座その1」】  
 ■日時 12月21日(日)午後2時～3時30分 ■会場 講義室 ■講師 当館学芸員 ■参加費 要観覧料

■**開館時間** 午前10時～午後5時(入館は4時30分まで) ■12月の休館日 1日～12日・15日(月)・22日(月)・28日～31日 ■**観覧料** 一般500(400)円、大高生300(240)円、中学生以下無料 ※( )内は20人以上の団体料金  
 ※高齢者(65歳以上)および身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳をお持ちのかたならびにその介護のかたは各当日料金の半額

# 谷崎潤一郎記念館の催し

問い合わせ 谷崎潤一郎記念館 ☎23-5852(〒659-0052 伊勢町12-15)

●**【冬の通常展】谷崎潤一郎 人と作品～震災と谷崎～**  
 ■会期 12月13日～平成27年3月22日 ■会場 展示室 ■内容 幼い頃から地震が大嫌いだっただ谷崎潤一郎。1923年(大正12年)、執筆のため滞在していた箱根で関東大震災に遭い、まず逃げてきたのがここ芦屋の地でした。以来、関西に住むこと33年。関西移住は東京に生まれ育った谷崎の文学に大きな転機をもたらします。谷崎が関西で見たもの、出会った人とは…。特設コーナーで「震災と谷崎」のかかりをご覧ください。

●**【ロビーギャラリー展】「あの日」から20年～阪神大震災の記録～**  
 ■会期 12月13日～平成27年2月8日 ■会場 ロビーギャラリー ■内容 6,434人の尊い命が失われた阪神・淡路大震災から20年がたちます。当時の被災の状況を写真で振り返るほか、あの震災で全壊した谷崎の旧邸「鎖瀧閣(さらんかく)」(神戸市東灘区岡本)の扉や瓦の現物、間取り図などを展示します。

■**開館時間** 午前10時～午後5時(入館は午後4時30分まで) ■12月の休館日 1日(月)・8日～12日・15日(月)・22日(月)※28日～平成27年1月5日は年末年始のため休館 ■**観覧料** 一般300円(特別展期間中は400円)

## 夜間(17:00～9:00)水道修理工事当番表【12月】

水道の修理は「芦屋市指定給水装置工事事業者」へ

- 平日の昼間は下記へおたずねください。
- 土曜日・日曜日・祝日は市役所(☎31-2121)へおたずねください。
- 夜間の修理は右の業者が待機しています。

店名	TEL	当番日
(株)大阪商会	22-4446	1, 7, 13, 19, 25
西岡設備工業所	22-6900	2, 8, 14, 20, 26
前忠工業(株)	31-8548	3, 9, 15, 21, 27
中央水道工務所	22-3552	4, 17, 23, 29
原田商会	22-0706	5, 11, 24, 30
越智商会	22-3708	6, 12, 18, 31
(資)神明商会	22-3565	10, 16, 22, 28

問い合わせ 水道工務課 ☎38-2083

# 奥池南町まちづくり協定の案を縦覧します

- 縦覧件名** 奥池南町まちづくり協定案(芦屋市住みよいまちづくり条例に基づくまちづくり協定)
- 縦覧期間** 12月2日～15日まで(平日・執務時間内)
- 縦覧場所** 都市計画課(市役所北館 3階) ※意見提出先も同じ
- 意見書** この案について、地区住民等は縦覧期間中に芦屋市長宛に意見書を提出することができます。意見書については、個人情報以外の内容を芦屋ハイランド環境対策委員会へ送付した後、意見書に対する見解書が別途公表されます。

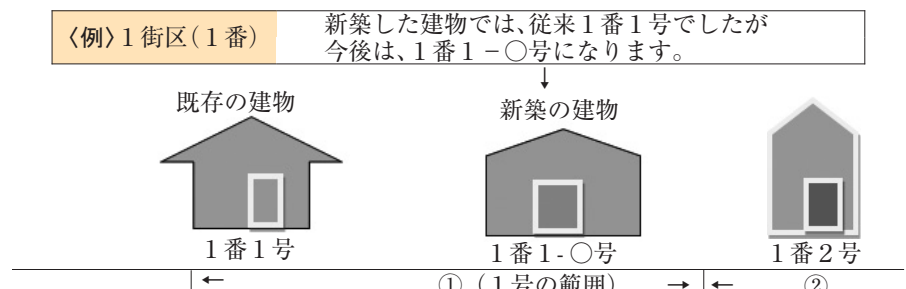


問い合わせ 都市計画課 ☎38-2109

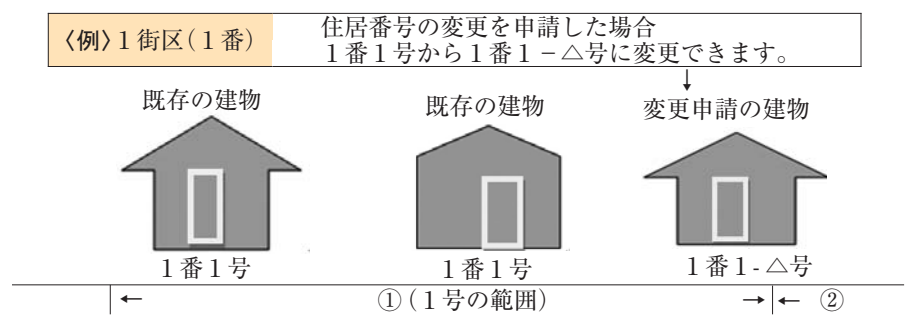
## 住居番号に一部「枝番号」が付きます

平成24年度から住居表示実施区域内において、住所の表示をよりわかりやすくし、郵便物の誤配等を防止するため、同じ住居番号の建物に枝番号の付定をしています。次のような建物が枝番号の対象です。

【枝番号を付けることができるのは…】  
 (1)建物を新築などして住居番号を付定するときに、すでに同じ住居番号の建物がある場合。



(2)現在、同じ住居番号の建物が複数あり、住居番号の変更を希望する場合。ただし、この場合は、住所が変わりますので、住所修正の届け出や運転免許証などの住所変更手続きが必要になります。手続きにかかる費用などは申請者本人の負担になります。なお、住居番号の変更の申請については、印鑑が必要です。



※隣接する建物の住居番号は、その建物の申請があるまで変更になりません。

問い合わせ 都市建設部総務課 ☎38-2063

## 「臨時福祉給付金」および「子育て世帯臨時特例給付金」の申請期限が迫っています。申請はお早めに！

- 受付期間** 平成27年1月5日(月)まで(土・日・祝日・年末年始を除く)
- 受付場所** 市役所南館1階地域福祉課臨時福祉給付金担当窓口
- 相談・受付時間** 午前9時～午後5時30分  
 ※申請書類に不備のあるかたや必要書類の不足のかたが多く見られますので、申請の際にはご注意ください。  
 ※給付金の振り込みについては、審査を行いますので、申請書返送後3カ月程かかる場合がございますのでご了承ください。

「振り込め詐欺」  
 「個人情報窃取」  
 などに  
 ご注意ください！

問い合わせ 地域福祉課 臨時福祉給付金コールセンター ☎38-2054(〒659-8501 住所不要)

## 社会教育関係団体登録の申請受付

- 下記の登録の要件に該当し、新規登録を希望する団体やグループは、申請手続きをしてください。登録承認の有効期間は、平成27年3月1日～8月31日までです。
- 受付日時** 12月10日～25日<平日・執務時間内>
  - 受付場所** 市役所北館4階・生涯学習課【登録要件】
  - 公(国または地方公共団体)の支配に属さない団体であること。
  - 社会教育に関する事業を行うことを主たる目的として、自主的かつ主体的に活動を行い、次の行為を行わない団体であること。
    - (1)営利を目的とした事業または営利事業を援助する行為
    - (2)特定の政党の利害に関する行為
    - (3)公の選挙に関し特定の候補者を支持し、またはこれに反対する等の政治的行為
    - (4)特定の宗教を支持し、または特定の教派・宗派もしくは教団を支援する行為
  - 団体の組織および運営に関し、次の要件を備えていること。
    - (1)過去1年以上の実績があり、継続的かつ計画的に活動を行い、事業の成果が地域社会に還元されることが期待できる活動であること。
    - (2)組織および活動に参加を希望する者が新たに加わることができること。
    - (3)団体の構成人員が10人以上で、市内在住・在勤・在学の者が6割以上であること。
    - (4)団体の主たる活動の場および活動の本拠として事務所を市内に有すること。
    - (5)原則として団体の代表者が市内に在住・在勤または在学していること。
    - (6)団体の組織および活動のための会則(あるいは規約)を有すること。
    - (7)団体の代表者および役員が、その団体の活動に起因する対価を得ることがないこと。
    - (8)活動のための自己財源および団体独自の経理機構を有すること。

【必要な書類】  
 ①芦屋市社会教育関係団体登録申請書(様式第1号)②事業報告書・収支決算書(様式第2号)③事業計画書・収支予算書(様式第3号)④会員名簿(様式第4号)⑤社会教育活動報告書(様式第5号)⑥会則(団体で使用のもの)⑦芦屋市ホームページ団体掲載用原稿 ※必要書類の様式は、下記で配布およびホームページでダウンロードできます。

問い合わせ 生涯学習課 ☎38-2091

## 【国民健康保険および後期高齢者医療制度にご加入のかたへ】高額医療・高額介護合算制度について

「高額医療・高額介護合算制度」は、医療保険と介護保険の両方を利用し、その自己負担額が高額になっている(70歳未満のかたの医療保険の自己負担額は、医療機関ごとに1カ月21,000円以上のもののみを合算の対象とします。)世帯の負担を軽減する制度です。なお、対象となる世帯で後期高齢者医療の被保険者のかたには兵庫県後期高齢者医療広域連合から12月中旬ごろに、国民健康保険の被保険者のかたには保険課保険係から1月中旬ごろに案内通知を送付しますので、申請方法などをご確認ください。※平成25年8月から平成26年7月の間に加入している医療保険が変更になった場合など、お知らせできない場合もあります。

《申請方法》  
 【案内通知が届いたかた】  
 申請書に必要事項を記入・押印し、案内通知に同封している返信用封筒に入れて郵送してください。  
 【案内通知が届いていないかた】  
 この制度に該当すると思われるかたは、基準日(平成26年7月31日)時点で加入していた医療保険の窓口で申請してください。市内にお住まいの後期高齢者医療の被保険者のかたは保険課後期高齢者医療係で、芦屋市国民健康保険の被保険者のかたは同課保険係で受け付けます。申請には「被保険者証」、「印鑑」、「振込先口座を確認できるもの(通帳等)」が必要です。※加入している医療保険に変更があったかたは以前の保険での「自己負担額証明書」も必要です。また、振込先口座が被保険者名義以外の場合は委任状または受領申立書等が必要な場合もあります。

問い合わせ 保険課 後期高齢者医療係 ☎38-2037  
 保険課 保険係 ☎38-2035  
 介護保険課 保険料係 ☎38-2046

## デジアナ変換サービスは平成27年3月までに終了します

デジアナ変換とは、アナログテレビでも地上デジタル放送を暫定的に視聴できるようにするサービスで、全国のケーブルテレビ事業者において実施しています。このサービスは平成27年3月末に終了するため、それまでに、地上デジタル放送を視聴するための準備をしないとテレビを見ることができなくなります。地上デジタル放送を視聴するためには下記の3つの方法があります。

- ①デジタル放送対応のチューナーをアナログテレビに接続する。
- ②デジタル放送対応のテレビに買い替える。
- ③ケーブルテレビに加入して専用チューナーを接続する。

「何をすればいいかわからない」というかたや「テレビを買ったのにデジタル放送を受信できない」というかたは、総務省地デジコールセンターまでお電話ください。

問い合わせ 総務省地デジコールセンター ☎0570-07-0101

## (仮称)国史跡会下山遺跡整備・活用検討委員会の市民委員を募集

問い合わせ 生涯学習課 ☎38-2115(〒659-8501 精道町7-6)



復元高床倉庫

- 募集人数** 1人
- 任期** 平成27年2月1日から平成29年1月31日まで(2年間)
- 原則として**平日の昼間に1回2時間程度(年間2回程度)の会議を開催
- 委員報酬費・交通費の支給あり**
- 応募資格** 市内在住の応募時年齢が満20歳以上のかた
- 現在、3つ以上の附属機関等の委員に委嘱されているかたは応募できません。**
- 応募方法** 応募用紙に必要な事項を記入し、私の考える国史跡会下山遺跡の整備・活用についてをテーマにした作文(800字程度)を添付し、郵送または持参により生涯学習課へ提出
- 応募書類は返却しません。**
- 郵送の場合**は当日必着持参の場合
- 応募用紙** 生涯学習課市役所北館1階受付で配布
- 応募用紙は、市ホームページからもワード版をダウンロードすることできます。**
- 選考方法** 選考委員会で決定

国史跡会下山遺跡の整備および活用の方法等について、市民の皆さんの意見を反映させるため、市民委員を次のとおり募集します。

## 内閣府の「社会参加章」を受章

問い合わせ 高齢福祉課 ☎2044



芦屋国際ロケットテニスクラブ(代表) 静 敬太郎氏

設立当初から地域の発展と国民の生涯スポーツ生活に寄与することを目的に活動され、現在も活動を通じて、全国のテニス愛好家の健康で充実した生涯スポーツの環境づくりに貢献しています。

毎年開催の芦屋グラウンドベテランテニス大会では、200人を超える会員のかたが参加され、交流をはかっています。歴代の最高齢プレイヤーは98歳であり、多くの高齢者に社会参加を促進する活動を行っています。

10月29日に市役所で、市長から書状と記念の楯が贈呈されました。

## 第10回 オープンガーデン2015参加者大募集!

第10回を記念して、たくさんのかたに積極的に参加していただき、100カ所の参加を目指しています。また、好評につき来年度もスタンプラリーを同時開催し、より多くのかたに見学していただきたいと考えています。

日ごろガーデニングをされているかたや、ご自宅の庭(道路から見るだけでも可)を公開いただけるかたの応募、または推薦をお願いします。自治会やグループで管理している公園・公共の花壇・店舗などの参加も大歓迎です(開催期間中、数日の公開でもかまいません)。参加賞をご用意しますので、お気軽にご参加ください。

■**開催期間** 平成27年5月10日～17日・午前10時～午後4時(予定) ■**内容** 開催日に庭先および管理地を公開 ■**応募方法** 所定の申請用紙に記入の上、パンフレットに掲載する写真(サービス版)を添えて12月25日(木)までに下記へ、郵送または直接持参してください。

## 「オープンガーデン2015パンフレット」掲載の有料広告募集

平成27年5月に開催する「オープンガーデン2015」で使用するパンフレットに掲載する有料広告を募集します。詳しくは公園緑地課まで、お問い合わせください。

■**広告募集期間** 12月1日～25日 ■**掲載場所** オープンガーデン2015パンフレットの内部 ■**発行** 平成27年4月 ■**使用期間** 平成27年5月10日～17日(8日間) ■**印刷部数** 10,000部 ■**募集枠数** 10枠程度 ■**広告料** 1枠(縦34mm×横132mm)15,000円

問い合わせ 公園緑地課 ☎38-2065(〒659-8501 住所不要)